



山形県公報

令和2年6月19日(金)
第114号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……668

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……669

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……671
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……672
- 種畜証明書の書換交付の通報……………(畜産振興課) ……673
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……676
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……677
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……678
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……679
- 同……………(同) ……同
- 酒田港の臨港地区内の分区の指定……………(空港港湾課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 指定技能教育施設の内容変更の届出……………682

監査委員会関係

告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………同

公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………(消防救急課) ……同
- 指定管理者の募集……………(工業戦略技術振興課) ……684
- 同……………(観光立県推進課) ……685

- 令和3年度山形県立農林大学校入校者の募集……………（農政企画課）…686
- 指定管理者の募集……………（水産振興課）…687
- 同……………（森林ノミクス推進課）…688
- 同……………（都市計画課）…689
- 同……………（空港港湾課）…690
- 同……………（教育委員会）…691

規 則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第53号

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「定款、寄付行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書（就労継続支援A型事業所にあつては、定款、寄附行為等及びその登記事項証明書）」に、

11	運営規程	（変更後）
12	介護給付費等の請求に関する事項	
13	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
14	併設型における利用推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員	
15	障害福祉サービスの種類	
16	第三者の事業所の名称及び所在地	
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
18	関係機関との連携体制、協力体制及び支援体制の概要	
19	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
20	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	
21	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	

を

11	運営規程	（変更後）
12	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
13	併設型における利用推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員	
14	障害福祉サービスの種類	
15	第三者の事業所の名称及び所在地	
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
17	関係機関との連携体制、協力体制及び支援体制の概要	
18	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	

に改める。

別記様式第4号中

	性別	男・女	を
--	----	-----	---

「

--

」に改める。

別記様式第8号中

	性別		を
		男・女	

「

」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号中

	性別		を
		男・女	

「

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第9号及び別記様式第10号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
- 3 改正前の別記様式第8号の規定による自立支援医療受給者証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による自立支援医療受給者証とみなす。

訓 令

山形県訓令第15号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2 産業労働部の項中小企業振興課の項中

			3 第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成又は変更の命令に関する こと。
--	--	--	---

を

			3 第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成又は変更の命令に関する こと。
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に関する こと。		1 第5条第1項の規定による事業継続力強化支援計画の認定に 関すること。	1 第11条第1項の規定による事業の実施状況に ついての報告の徴収に関する こと。
		2 第6条第1項の規定による事業継続力強化支援計画の変更の 認定に関する こと。	
		3 第6条第2項の規定による事業継続力強化支援計画の認定の 取消しに関する こと。	

に改め、

同表農林水産部の項6次産業推進課の項卸売市場法に関すること。の項を次のように改める。

卸売市場法に関する こと。		1 第13条第1項の規定による認 定に関する こと。	
		2 第14条において準用する第11 条第1項の規定 による認定の取 消しに関する こと。	

別表第2 農林水産部の項6次産業推進課の項卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）に関すること。の項を削る。

別表第3 産業経済部の項地域産業経済課の項商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に関すること。の項を削り、同部の項農業振興課の項卸売市場法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第66条第1項」を「第14条において準用する第12条第2項」に改め、同課の項山形県卸売市場条例に関すること。の項を削る。

附 則

この訓令は、令和2年6月21日から施行する。

告 示

山形県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あじさい 西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1	居宅介護つつじ 寒河江市大字寒河江字塩水6番地の1	居 宅 介 護	令和2.6.1
特定非営利活動法人あじさい 西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1	居宅介護つつじ 寒河江市大字寒河江字塩水6番地の1	重 度 訪 問 介 護	同

山形県告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター天童 天童市中里七丁目4番5号	同 行 援 護	令和2.6.1

山形県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あすなろの会	あすなろ在宅介護サービスセンター 米沢市窪田町窪田1400番地	訪 問 入 浴 介 護	令和2.6.10

山形県告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あすなろの 会	あすなろ在宅介護サービスセンター 米沢市窪田町窪田1400番地	介護予防訪問入浴 介護	令和 2. 6.10

山形県告示第482号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東根市農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 勝藏
東根市新田町二丁目1-10

2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
安達 清春 東根市本丸東4-34 玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年6月11日
鈴木 晃悦 尾花沢市桝町一丁目6-15 玄米、大豆	同 左		
植松 美智也 東根市大字羽入686 玄米、大豆	同 左		
太田 孝 東根市大字羽入1310 玄米、大豆	同 左		
太田 和光 東根市大字野川23-3 玄米、大豆	同 左		
滝口 真 東根市大字野川1237 玄米、大豆	同 左		
三浦 友和 東根市大字長瀬1338 玄米、大豆	同 左		
奥山 祐介 東根市大字沼沢2734-156 玄米、大豆	同 左		
渡辺 智信 東根市さくらんぼ駅前二丁目4-10 FKコンフォールA121 玄米、大豆	同 左		

安達 巧 東根市大字蟹沢366 玄米、大豆	同 左
清水 博幸 尾花沢市上町三丁目3-39 玄米、大豆	同 左
早坂 茂樹 東根市一本木二丁目5-19 玄米、大豆	同 左
浅野目 忠 東根市大字長瀬1427 玄米、大豆	同 左
原田 晋太郎 天童市大字川原子2979-1 玄米、大豆	同 左
大越 崇生 東根市四ツ家一丁目6-12 玄米、大豆	同 左
舘下 勇 東根市本丸南一丁目5-29 玄米、大豆	同 左
笹原 慎之介 尾花沢市若葉町三丁目5-12 玄米、大豆	同 左
高梨 剛 寒河江市ほなみ一丁目2-1 玄米、大豆	同 左
	小松 伸悟 東根市大字長瀬4794-36 玄米、大豆

山形県告示第483号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の 種 類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
10245886001	牛	黒毛和種	満 開 1 (全和黒原5448)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所
10840803557	同	同	幸 花 久 (全和黒14991)	同	同
10840803915	同	同	神 安 平 (全和黒14992)	同	同

11415411504	同	同	福 福 照 (全和黑原5881)	同	同
11351294988	同	同	冬 景 21 (全和黑原5953)	同	同
11353388814	同	同	美 結 喜 (全和黑原6022)	同	同
11463590527	同	同	安 三 郎 (全和黑15274)	同	同
11378123605	同	同	美 津 岳 (全和黑原6077)	同	同
11527804683	同	同	翼 満 開 (全和黑原6126)	同	同
11432620422	同	同	幸 紀 陸 (全和黑原6206)	同	同
11372427792	同	同	美 勝 喜 (全和黑原6253)	同	同
11385295593	同	同	福 秀 165 (全和黑15517)	同	同
31906010001	豚	ランドレー ス種	ルーク ガッサン ヤマガタ 2 0004 (日豚L種L L06 -A000047)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚研究所
31806010003	同	大ヨーク シャー種	ミヤボク トミチ ク ヤマガタ 2 0004 (日豚W種WW06 -A000019)	同	同
31906010002	同	同	ミヤボク グラ ニート ヤマガタ 2 0003 (日豚W種WW06 -A000020)	同	同
31706010002	同	デュロック 種	ゼンノー フジ ヤマガタ 4 0005 (日豚D種D D06 -A000089)	同	同
31706010004	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 6 0002 (日豚D種D D06 -A000093)	同	同
31706010005	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 2 0001 (日豚D種D D06 -A000104)	同	同

31806010004	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000114)	同	同
31806010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 6 0001 (日豚D種DD06 -A000170)	同	同
31906010004	同	同	ゼンノー サリー ヤマガタ 3 0005 (日豚D種DD06 -A000189)	同	同
31906010005	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0004 (日豚D種DD06 -A000190)	同	同
31906010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000191)	同	同
31906010007	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 5 0006 (日豚D種DD06 -A000192)	同	同
31906010008	同	同	ゼンノー ユメサ クラエース ヤマ ガタ 1 0004 (日豚D子DD06 -A000198)	同	同
31706010006	同	バ ー ク シャー種	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0003 (日豚B種BB06 -A000032)	同	同
31806010008	同	同	キプリン オカ15 ヤマガタ 5 0003 (日豚B種BB06 -A000036)	同	同

31806010009	同	同	キブリン オカ15 ヤマガタ 5 0006 (日豚B種B B06 - A000037)	同	同
31906010010	同	同	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 1 0005 (日豚B種B B06 - A000040)	同	同

山形県告示第484号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
米沢市
- 2 調査を行った期間
平成30年2月23日から令和2年1月17日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
米沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
笹野本町の一部
- 5 認証年月日
令和2年6月3日

山形県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
東村山郡中山町大字長崎3129番地の1
- 3 認可年月日
令和2年6月10日

山形県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、笹川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	村 上 誠	鶴岡市羽黒町野荒町字北田11番地1

同	佐 藤 吉 紀	同	川尻字蔵ノ下24番地
同	齋 藤 源 一	同	羽黒町大口字宮ノ下32番地 1
同	高 橋 和 夫	同	東堀越字桔梗出 8 番地
同	澁 谷 淳 一	同	楪字砂田10番地
同	野 口 一 憲	同	羽黒町金森目字村ノ内54番地
同	丸 山 成 人	同	荒川字宮東 6 番地 3
同	百 瀬 一 徳	同	上野新田字段之松21番地 1
同	山 口 三 郎	同	仙道字聖宮50番地
監 事	齋 藤 義 昭	同	玉川字玉川79番地
同	成 澤 久	同	大川渡字前千刈 5 番地
同	齋 藤 透	同	羽黒町川代字中川代268番地

山形県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、笹川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	丸 山 成 人	鶴岡市羽黒町荒川字宮東 6 番地 3
同	高 橋 和 夫	同 東堀越字桔梗出 8 番地
同	澁 谷 淳 一	同 楪字砂田10番地
同	齋 藤 透	同 羽黒町川代字中川代268番地
同	高 橋 修	同 川尻字寺下 3 番地
同	野 口 與惣右衛門	同 羽黒町金森目字村ノ内53番地
同	百 瀬 一 徳	同 上野新田字段之松21番地 1
同	山 口 三 郎	同 仙道字聖宮50番地
同	佐 藤 淳	同 野荒町字水上14番地

監事	齋藤義昭	同	玉川字玉川79番地
同	丸山俊幸	同	荒川字鉢巻69番地3
同	菅原一雄	同	大川渡字前千刈25番地

山形県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年6月19日から同年7月3日まで縦覧に供する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根長島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市大字長島字小坂742番から 同 745番まで	旧	14.6メートル } 7.8	443メートル
同 上	新	16.1メートル } 10.1	同上

山形県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年6月19日から同年7月3日まで縦覧に供する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市温泉町三丁目4913番37から
同 4912番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月19日

山形県告示第490号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、寒河江市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域
寒河江市全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年5月26日から令和3年3月12日まで
- 3 作業の種類
公共測量 数値地形図修正（地図情報レベル2500）

山形県告示第491号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
天童市全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年6月1日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

山形県告示第492号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中山町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
中山町全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年5月29日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

山形県告示第493号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、酒田港の臨港地区内の分区を次のとおり指定し、平成29年3月県告示第206号（酒田港の臨港地区内の分区の指定）は、令和2年6月19日限り廃止する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

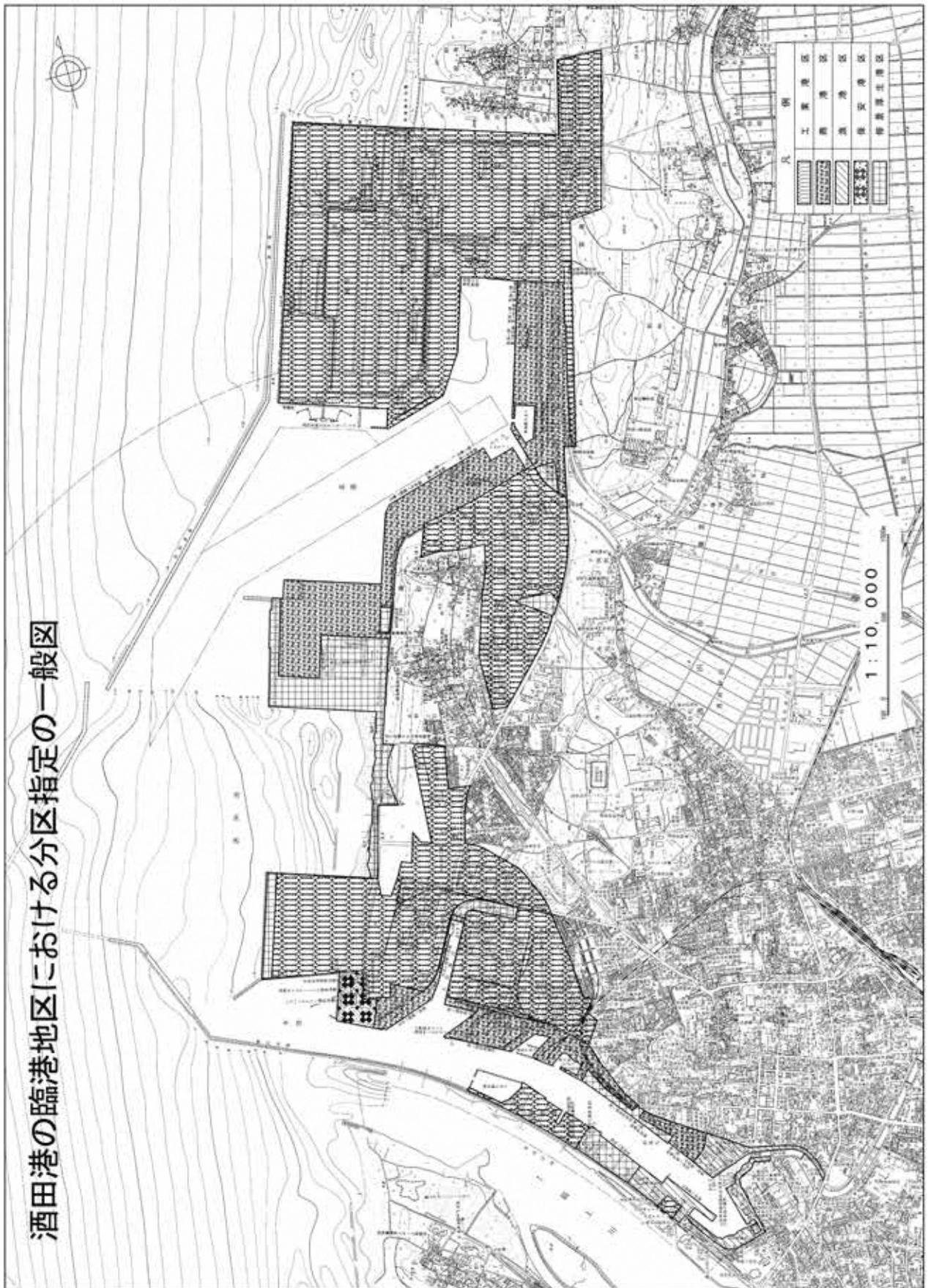
令和2年6月19日

酒田港港湾管理者の長

山形県知事 吉 村 美 栄 子

分区の種類	面 積	分 区 の 区 域	指 定 年 月 日
工 業 港 区	約486.8 ヘクタール	酒田市宮野浦字家岸、下瀬、大浜一丁目、大浜二丁目、南新町二丁目、光ヶ丘三丁目、光ヶ丘五丁目、浜松町、高砂字高砂、高砂字古湊、北浜町、古湊町、高砂字官林続、宮海字南浜、宮海字明治、宮海字新林、宮海字治八郎畑、宮海字南砂畑、宮海字中砂畑、宮海字向砂畑、宮海字林内、宮野浦字家岸地先、新町字光ヶ丘地先、大浜二丁目地先	令和2年6月20日
商 港 区	約108.6 ヘクタール	酒田市船場町二丁目、南新町二丁目、大浜一丁目、大浜二丁目、宮海字治八郎畑、宮海字新林、宮海字南浜、宮海字明治、高砂字高砂、高砂字古湊、船場町二丁目地先、高砂字高砂地先、高砂字古湊地先	
漁 港 区	約16.1 ヘクタール	酒田市宮野浦字家岸、下瀬、入船町、船場町二丁目、山居町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目	
保 安 港 区	約6.6 ヘクタール	酒田市大浜二丁目	

修景厚生港区	約55.4 ヘクタール	酒田市宮野浦字家岸、船場町二丁目、南新町二丁目、大浜二丁目、高砂字高砂、高砂字官林続、宮海字治八郎畑、高砂字古湊、新町字光ヶ丘、船場町二丁目地先、南新町二丁目地先、大浜一丁目地先、高砂字高砂地先、高砂字古湊地先、新町字光ヶ丘地先、大浜二丁目地先
--------	----------------	--



教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第9号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり所在地を変更する旨の届出があった。

令和2年6月19日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	変更年月日
国際高等学院	(変更前) 山形市香澄町二丁目3番36号 (変更後) 山形市五十鈴一丁目3番30号	令和2.4.1

監査委員会関係

告 示

山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月19日

山形県監査委員 小 野 幸 作
山形県監査委員 木 村 忠 三
山形県監査委員 武 田 一 夫
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
吉沢 公人 山形市七日町五丁目13番23-101号 VESTA七日町
富樫 研輔 鶴岡市上山添字神明前158番地
松田 卓也 東村山郡山辺町大字山辺1228番地4
浅野 和宏 山形市東原町四丁目11番9号
齋藤 翔太 山形市吉原一丁目10番8号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習の種別
 - (1) 給油取扱所講習
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
 - (2) 石油コンビナート講習
石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

(3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

2 講習の日時及び場所

(1) 給油取扱所講習

日	時	場 所
令和2年8月21日（金）	午前9時から	東田川郡三川町
同	8月28日（金）同	新 庄 市
同	9月3日（木）午後1時30分から	長 井 市
同	9月11日（金）午前9時から	米 沢 市
同	9月15日（火）午後1時30分から	東田川郡三川町
同	9月25日（金）同	山 形 市
同	10月13日（火）午前9時から	村 山 市
同	10月16日（金）午後1時30分から	寒河江市
同	12月3日（木）午前9時から	山 形 市

(2) 石油コンビナート講習

日	時	場 所
令和2年8月19日（水）	午後1時30分から	酒 田 市

(3) 一般講習

日	時	場 所
令和2年8月20日（木）	午後1時30分から	東田川郡三川町
同	8月27日（木）同	新 庄 市
同	9月2日（水）同	長 井 市
同	9月3日（木）午前9時から	同
同	9月10日（木）午後1時30分から	米 沢 市
同	9月16日（水）午前9時から	東田川郡三川町
同	9月24日（木）午後1時30分から	山 形 市

同	9月25日（金）午前9時から	同
同	10月1日（木）午後1時30分から	米沢市
同	10月2日（金）午前9時から	同
同	10月13日（火）午後1時30分から	村山市
同	10月16日（金）午前9時から	寒河江市
同	10月27日（火）午後1時30分から	東田川郡三川町
同	10月28日（水）午前9時から	同
同	12月3日（木）午後1時30分から	山形市

3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

4 受講手続

受講申請書を令和2年6月22日（月）から同年7月17日（金）までの間に、山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

5 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課消防保安担当（電話番号023(630)2228）又は山形県危険物安全協会連合会（電話番号023(632)5744）に問い合わせること。

山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県産業科学館
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
 - (2) 配布場所 山形県産業労働部工業戦略技術振興課科学技術振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2192
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県産業科学館条例施行規則（平成12年12月県規則第131号）及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県観光情報センター
 - (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 低層棟1階
- 2 指定の期間
- 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
- 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の

場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課観光振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2372

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和2年7月10日（金）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

令和3年度山形県立農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集人員

60名

2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（令和3年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。)

(1) 学校推薦型選抜 令和2年10月21日（水）から同月28日（水）まで

(2) 一般選抜（前期） 令和2年11月16日（月）から同月24日（火）まで

（後期） 令和3年3月1日（月）から同月8日（月）まで

4 選考試験

(1) 学校推薦型選抜

イ 期 日 令和2年11月6日（金）

ロ 場 所 山形県立農林大学校

- ハ 試験科目 小論文及び面接
- (2) 一般選抜
- イ 期 日 前期：令和2年12月4日（金）
後期：令和3年3月15日（月）
- ロ 場 所 山形県立農林大学校
- ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

- (1) 山形県立農林大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和3年度山形県立農林大学校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、山形県立農林大学校（電話番号0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話番号023(630)2383）に問い合わせること。

漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設
- (2) 所在地 鶴岡市由良及び同市堅苔沢地内

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3

月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

- (2) 配布場所 山形県農林水産部水産振興課 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3298

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年7月6日(月)から同月17日(金)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県漁港管理条例(昭和44年3月県条例第17号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県眺海の森
- (2) 所在地 酒田市土湊、同市山寺及び同市田沢地内

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課林政企画担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3217
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県眺海の森条例施行規則（平成2年3月県規則第13号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

西蔵王公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 西蔵王公園
- (2) 所在地 山形市大字岩波、神尾、中桜田及び上桜田地内

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和2年7月10日（金）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県ふるさと交流広場

(2) 所在地 天童市大字乱川字下川原地内

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和2年7月10日（金）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県神室少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年6月19日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県神室少年自然の家
- (2) 所在地 最上郡真室川町大字川の内字水上山3414番地の5
- 2 指定の期間
- 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
- 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員

でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県教育庁生涯教育・学習振興課青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和2年6月19日（金）から同年7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。